

大 財 第 67 号

平成 26 年 9 月 9 日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

大阪市長 橋 下 徹

議案第 307 号大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議についての一部修正の承諾を求めることについて

平成 25 年 11 月 19 日に提出した議案第 307 号（平成 26 年 2 月 14 日一部修正承諾済み）大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議についての一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

第 5 条第 1 項中「14 人」を「20 人」に、「10 人」を「15 人」に、「2 人を、」を「3 人を、」に改める。

第 9 条第 2 項中「財産を引き継ぐこと及び」を「土地を貸し付けること及び建物を譲渡すること並びに」に改める。

附則第 3 項の前の見出しを「大阪市から貸付けを受ける土地等」に改め、同項中「財産」を「土地」に、「引き継ぐ」を「貸し付ける」に改める。

附則第 5 項中「引き継がれた財産」を「貸し付けられた土地」に、「当該財産のうち土地については、」を「当該土地を」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「引き継がれた財産」を「譲渡された建物」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 大阪市は、第 3 条の規定の施行の際現に存する建物のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している建物であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で譲渡するものとする。

理 由

本議案が付託されている民生保健委員会での審議の状況を踏まえ、大阪市・八尾市・松原市環境施策組合の設置の準備について調整を行った結果、議員定数及び組合に承継する財産の取扱いについて、修正が必要になったため。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議について (抄)

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員 (以下「組合議員」という。) の定数は 14人 とし、構成団
20人

体の議会において、当該構成団体の議員のうちから、大阪市にあっては 10人 を、八
15人

尾市にあっては 2人 を、松原市にあっては 2人 をそれぞれ選挙する。
3人

2-5 省 略

(組合の経費の支弁の方法)

第9条 省 略

2 前項の分担金の分担割合は、構成団体に係るごみの量の割合 (以下「ごみ量割」という。) を基本とし、大阪市が組合に財産を引き継ぐこと及び
土地を貸し付けること及び建物を譲渡する

ごみ処理施設の立地状況を勘案し、調整するものとする。

こと並びに

3 省 略

附 則

1-2 省 略

(大阪市から引継ぎを受ける財産等)
貸付けを受ける土地

3 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する財産のうち、同条の規定の施行の
土地

日の前日において同条に規定する事務に供している財産であって管理者及び大阪市
土地

長が協議して別に定めるものを組合に無償で引き継ぐ ものとする。
貸し付ける

4 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する建物のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している建物であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で譲渡するものとする。

4 前項の規定により引き継がれた財産に係る地方債の元利償還金その他償還に要す
5 **譲渡された建物**

る経費は、組合が負担する。

5 第3項の規定により大阪市から引き継がれた財産 を第3条に規定する事務に供
6 **貸し付けられた土地**

しなくなった場合又は組合が解散する場合は、当該財産のうち土地については、大
当該土地を

阪市に返還するものとする。